

## **[事案 2023-305] 保険料支払方法変更請求**

・令和6年6月20日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険料支払方法をクレジットカード払いに変更することを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成17年1月に契約した組立型保険、平成27年7月に契約した組立型保険（あわせて「本契約」）について、以下の理由により、保険料支払方法を口座引き落としからクレジットカード払いに変更してほしい。

- (1) デジタル化、キャッシュレス化、支払方法の多様化は「社会の要請」で、今や「社会の常識」になっている。
- (2) 支払方法の変更は、約款上の権利であり、これは保険会社も認めている。
- (3) 保険会社のデメリットを優先することは、契約者の保護に欠ける行為である。
- (4) 新規契約者を、すでに契約がある者よりも優先的に扱うのは不公平でありおかしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) クレジットカード払いへの変更の権利は、約款において、「会社の定め」「会社の取扱の範囲内」と規定されており、クレジットカード払いの既契約があることを要件としている。  
申立人にはクレジットカード払いの既契約がないことから、本契約の保険料支払方法をクレジットカード払いに変更する権利を有しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の要望に対する保険会社の対応状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。